

和光市 報道発表資料 令和5年11月16日

タイトル	介護保険料の過誤納の返還について
------	------------------

いつ 実施日時・工期	令和2年度から令和5年度までの間
どこで 会場・開催地等	
だれが 主催者・関係者	当時の保健福祉部健康保険医療課 (現在の健康部保険年金課)
なにを 事業内容など	介護保険料について、賦課権の期間制限を過ぎて賦課・更正を行ったことにより過誤納が発生した。
なぜ 目的・理由	介護保険料を遡って変更できる期間は、特別徴収（年金からの差し引き）と普通徴収（納付書払い、口座振り替え）で最初の納期が異なるが、いずれも普通徴収の納期で対応したため。
どうした 経緯・経過	期限を過ぎて徴収した方には、状況の説明と謝罪を行い、過誤納金の返還手続を進めます。 期限を過ぎて還付した方には、時効により賦課権が消滅しているため、返還を求めません。
金額	期限を過ぎた徴収 12名 213,650円 期限を過ぎた還付 11名 351,220円
その他	
問い合わせ先 担当課	課 名 健康部保険年金課 氏 名 梅津 俊之（うめつ としゆき） 電 話 048-464-1111（内線 2165）